

宮崎市条例第32号

宮崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置の基準に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、市又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定により市の許可を受けて公園施設を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が設置する移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「特定公園施設等」とは、特定公園施設及び第10条に規定する施設をいう。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (2) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設等のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
- (4) 出入口、通路及び傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、規則で定める基準に適合するものであること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項に規定する基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第4条第1号に規定する基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (3) 規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項に規定する基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- (1) 当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数
- (2) 当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

2 車椅子使用者用駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものとして規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(水飲場及び手洗場)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(特定公園施設以外の施設)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するベンチ又は野外テーブルを設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(掲示板及び標識)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであり、かつ、当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものでなければならない。

第12条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設等の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けるものとし、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。

2 前項の規定により設ける標識は、高さ、図柄、文字の大きさ、色彩等を高齢者、障害者等に配慮したものでなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設等)

第13条 災害等のため一時使用する特定公園施設等の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。